

現在も部落差別はある!!

三重県内で実際にこんなことが!!

土地の売買契約解除を要求

マイホーム建築のための土地購入契約後、その場所が被差別部落であるとして、取引した宅建業者に対し**契約解除**を文書で要求した。

空き家バンクの利用の際に問い合わせ電話

☎ 空き家バンクを活用して引っ越しを考えている。
●●市の〇〇にいい物件があるが、あのあたりには同和地区があると聞いている。その物件の所在地が同和地区かどうか教えてほしい。

☎ 土地による差別はあってはならないことであるので、そういった問い合わせには答えられない。

☎ そういう差別はいけないとはわかっている。しかし、わざわざ差別があるのに同和地区に引っ越し必要はないと考えている。

☎ 引っ越し先が同和地区かどうか調べることも差別です。

子どもの結婚相手の調査

☎ 娘が結婚を前提で交際している相手が〇〇市の部落のようである。そのことをはっきり調べたい。

☎ それは部落差別である。そのようなことに答えられない。

☎ 相手のことを調べるのは、親の義務である。親には子どもを守る義務がある。

☎ 部落差別はだれも幸せにしない。差別の不合理についてこちらに来て勉強してください。

行政書士による戸籍謄本等の不正取得

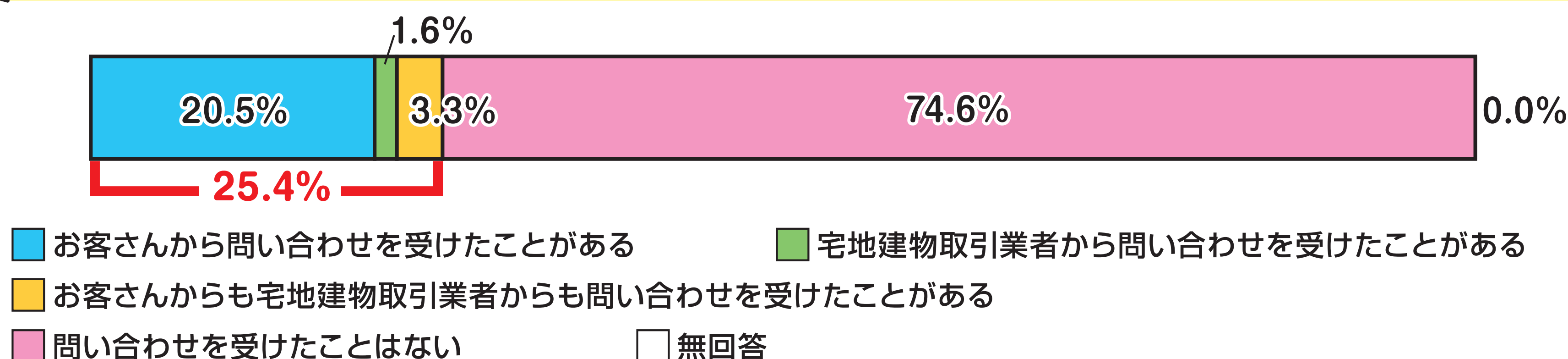
三重県内の行政書士が職務上請求権を悪用して、全国の市区町村から戸籍謄本や住民票の写しを不正取得した。

行政書士への依頼者は探偵社であり、ほとんどは「部落の出身かどうかを調べる身元調査」であり、その半数が結婚調査であった。

宅建業者への調査でも!!

次のグラフは宅地建物取引に関する人権問題の実態調査結果です。

Q 取引物件に関して、同和地区(被差別部落)であるかどうかの問い合わせを受けたことがありますか。



宅建業者は、日頃、宅地建物の取引を通して多くの人と接しています。その中で、「この物件は、被差別部落の物件ですか？」

「この物件の小学校区に被差別部落はありますか？」

というような問い合わせを受けたことのある宅建業者は**2割**を超えています。